

「サリドマイド胎芽病」に関して医学教育で教えるべき内容について

財団法人いしずえ 理事長 佐藤 嗣道

「サリドマイド被害の再発防止のための安全管理に関する検討会」の参考人であり、財団法人いしずえ顧問である木田盈四郎先生に、「サリドマイド胎芽病」に関して医学教育のカリキュラムに含め医師国家試験の出題範囲とすべき内容を以下にまとめていただいた。この内容が医学教育において確実に教えられるよう、「医師国家試験出題基準」に採用することを含め、厚生労働省においてご検討いただきたい。

医学教育の中で、学生は、環境問題（公害）の専門家の医師としての識見と教養を習うことが必要である。

「サリドマイド胎芽病」は、「公害と被害者救済」についての問題提起のはしりであった。

これらの知識を全ての医学生に習得させるためには、「医師国家試験出題基準」に採用するように手配することを避けてはならない。

○医学教育のカリキュラムに含め、医師国家試験の出題範囲とすべき内容

1. 「サリドマイド胎芽病」及び「鑑別診断ができる疾患」の具体的な知識
2. 患者の診断学  
遺伝病（裂手裂足）、橈骨欠損症、尺骨欠損症、四肢末端低形成症、絞扼輪症候群、ポーランド症候群（先天性四肢障害児父母の会、唇裂口蓋裂友の会、稀少難病連絡会議、など関連団体）
3. 先天性疾患の原因論  
医薬品（サリドマイド）、ダイオキシシン（遷延性致死毒物：1-10ピコグラム）、農薬（残留農薬、農産物を虫、細菌、鼠などから守り、除草、成長促進に使われる化学物質）、感染症（細菌、ウイルス）、放射線被害（原爆被害）、医療用放射線
4. 疫学（先天異常の発生頻度）  
特に、遺伝性疾患、胎児障害の発生頻度

○その理由

1. サリドマイド福祉財団「いしずえ」は、昭和49（1974）年10月13日、全国サリドマイド訴訟統一原告団と、厚生大臣および大日本製薬株式会社の間に締結された「確認書」に基づき設立されたものである。（厚生大臣齋藤熊吉署名）
2. サリドマイド被害児及びその家族に対する損害賠償並びに被害児の生活、医療、介護、教育、職業に関する施策について次の通り確認する。（確認書の前文）
3. 十年余に亘ってサリドマイドの服用と重篤な障害との間の一般的因果関係と責任を

否定して争い、その間、子ども達とその家族の精神的、肉体的苦痛や経済的負担に対する格別な救済措置は何等講ぜられなかった。

解説：12年もの長い間（1961-1974）「否定」を続けていた「サリドマイド原因説」を180度転換して認める決定を齋藤熊吉厚生大臣の名前で行ったものであるから、国の責任は大きい。その時変更した意見を、医学教育、先天異常の発生頻度や、行政にも周知徹底する責任をもつことになったのである。しかしながら、その後、34年（1974-2008）積極的な態度がなかった。「サリドマイド被害の再発防止のための安全管理に関する検討会」に課せられた課題はそのようなものである。

-----  
以上